

令和7年第6回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第12号 専決処分の報告について（令和6年度（繰越）防災・安全交付金事業町道家古屋岩丸線道路改良工事）
2. 報告第13号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
3. 議案第55号 仁淀川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
4. 議案第56号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
5. 議案第57号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
6. 議案第58号 仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第59号 仁淀川町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第60号 仁淀川町グリーンフォレストセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第61号 仁淀川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第62号 仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
11. 議案第63号 仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定について
12. 議案第64号 仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定について
13. 議案第65号 仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定について
14. 議案第66号 仁淀川町安居渓谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について
15. 議案第67号 仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定について
16. 議案第68号 仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定について
17. 議案第69号 仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について
18. 議案第70号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について

19. 議案第71号 令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
20. 議案第72号 令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第1号）について
21. 議案第73号 令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
22. 議案第74号 仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について
23. 議案第75号 令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口橋）橋梁補修工事請負契約の締結について
24. 議案第76号 財産の取得について

令和7年第6回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）

10時00分開会

15時18分散会

出席議員（10名）

1番	議員	岡田良成	2番	議員	藤堂賢太郎
3番	〃	藤原大	4番	〃	藤崎源彦
5番	〃	大野直孝	6番	〃	片岡智準
7番	〃	竹本文直	8番	〃	若藤敏久
9番	〃	野村安夫	10番	〃	大野弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長	片岡信博	副町長	下久保幹夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木紀和
農林課長	奥田誠	町民課長	井上竜一
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原和美
教育次長	吉川毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長　日浦嘉平　書記　田村沙織

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号9番、野村安夫君、1番、岡田良成君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本件については、11月25日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から3日までの2日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、終われば、全員協議会を行います。全員協議会終了後、一般質問になります。午後になると思います。2日目、最終日は、一般質問が残っておれば一般質問を行い、議案の審議を経て、閉会といたします。

町長、教育委員会の行政報告及び委員長報告を含む諸般の報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日2日から3日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日2日から3日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元

に配付の日程のとおりです。ご承認を願います。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に関係書類を保管しておりますので、ご了承を願います。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。片岡町長。

○町長 おはようございます。

本日は、令和7年第6回議会定例会を招集しましたところ、年末を控え公私ともにご利用の時期にもかかわらず、議員各位のご列席を賜り、本定例会が開催できることを厚くお礼申し上げます。

10月26日に仁淀川町合併20周年記念式典を旧吾川中学校体育館で、西森副知事をはじめ多数のご来賓の皆様にご臨席を賜り、行うことができました。そして、行政、教育、社会福祉、地域医療などの分野で長年にわたり本町の発展に多大な貢献、ご活躍をしてこられた個人7名、5団体の皆様に功労者表彰を行い、これまでの本町を築き上げてこられた皆様の功績に感謝するとともに、その歩みを次世代につなげるための契機として捉え、これまで着実に、堅実にまちづくりを進めてきたこれまでの20年を礎に、心豊かに暮らせ、しなやかで強靭なまちを目指し、誰もが生きがいを持ち、お出かけを諦めないまちづくりを目指していきます。住み続けたいまち、戻ってきたいまちと全ての世代の方が思える、魅力あるまちづくりの実現を目指し、町民の皆様、仁淀川町を応援してくれる皆様とともに新たな一歩を踏み出してまいります。

また、当日は本庁舎駐車場等で、本町の豊かな自然への感謝とともに、町民の皆様に感謝の気持ちを込めて感謝祭及びお化け屋敷・アトラクションが開催され、子供から大人まで楽しめるイベントが行われ、約400人の方が来場され、大いに盛り上がった一日となりました。

秋の叙勲についてご報告申し上げます。

令和7年秋の叙勲が11月3日付で発令され、元仁淀川町議会議員の藤原陽三氏が受章の栄誉に輝かれました。藤原氏は、昭和58年に地域住民に推されて吾川村議会議員に当選以来、平成25年8月までの長きにわたり在職され、議長、副議長など各種要職を歴任し、議会の中心的な立場で組織の基盤強化に努められました。豊富な経験と卓越した見識、指導

力を発揮し、高邁な政治信念をもって旧吾川村及び仁淀川町の行政基盤の確立に尽力するとともに、教育、産業振興、生活環境の整備充実に参画した功績が認められ、旭日双光章受章の栄誉に輝かれました。

このたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、今後においても健康に十分留意され、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げる次第でございます。

10月22日に本庁舎議場におきまして子ども議会を開催いたしました。未来を担う町内の子供たちが子ども議会を通じて仁淀川町の将来について考え、質問することで、まちづくりへの関心を高めるとともに、政治への参画意識の醸成を図るという目的で実施いたしました。

当日は、池川中学校、仁淀中学校から10名の生徒が参加され、子供たちが日常生活や学校生活で自ら感じたり考えた人口減少対策、土砂災害等の対応、伝統文化などを質問いただきました。また、再質問も積極的にしていただき、よい議論ができたことを大変うれしく思うとともに、同時に子供たちの問題意識の高さに驚かされましたし、改めて地域を見詰めるいい機会になったのではないでしょうか。

この経験が子供たちに与えた影響は大きいとも考えており、今後も教育委員会や学校と連携し、引き続き開催できるように調整を行ってまいります。また、子ども議会を受け入れてくれました校長先生をはじめ、ご指導いただきました担当の先生や教職員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

町職員の採用についてご報告いたします。

今回の職員採用につきましては、定年前の退職者や育休などの休職者の状況を考慮して実施いたしました。1次試験は一般行政職員14名の応募があり、そのうち8月20日から9月15日までの間に受験された方は12名で、5名に1次試験の合格を通知し、10月5日に2次試験を実施いたしました。集団討論や個別面接を実施し、3名に採用の内定通知を出しました。採用の時期につきましては、令和7年12月1日付1名、令和8年1月1日付1名、4月1日付1名になっております。

大崎診療所につきましては、来年4月から大崎診療所において心臓のエコー検査を実施できる検査技師が配置されることになりました。これは、高知県医療再生機構の事業の一環として実現したものであります。心エコーの検査技師は、心臓の動きや弁の状態、不整脈などを詳しく確認できる専門的な技術を持っており、医師の判断の下で検査を行うこと

で、心臓疾患を診断することが可能になります。これにより、これまで町外の専門医療機関で受ける必要があった検査や診断が身近な大崎診療所でも受けられるようになります。さらに、手術など専門的な治療が必要な場合には、大崎診療所の医師が適切な専門病院へ紹介できる体制が整います。大崎診療所が地域医療の要として、住民の皆様の安心をより一層支える存在になることを大変心強く、うれしく思っており、今回の取組についてご報告申し上げます。

教育関係でございます。

本年10月1日より教育長が不在の状況となっております。私といたしましては、来年4月1日から新たな教育長を任命できるよう、調整を進めております。その方は、私の公約である子供たちの夢をかなえる教育に深く共感してくださり、教育長就任について内諾を頂いているところでございます。

ただし、その方は現在、高知県内の学校で校長をされており、卒業式までは校長として責任を持って生徒に卒業証書を授与したいという強い思いをお持ちであり、私も、この子供たちを最後まで見届けるという姿勢を尊重すべきであると考えております。そのため、誠に申し訳ございませんが、教育長につきましては、来年3月定例会へ同意案件の議案提出を行う予定のため、3月31日まで不在の状況が続くことをご報告申し上げます。

なお、今後も町の教育行政が滞ることのないよう、教育委員会事務局と連携しながら、必要な対応を進めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今議会に提案しております24件の案件の内訳は、専決処分の報告2件、条例の制定及び一部改正8件、指定管理者の指定に関する議案7件、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算議案4件、過疎地域持続的発展計画の変更1件、請負契約の締結議案1件、財産の取得1件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、教育委員会の報告を求めます。吉川教育次長。

○吉川教育次長 教育委員会事務局教育次長の吉川毅です。よろしくお願いします。

令和7年10月1日から教育長不在となりました。また、同日付で教育長の事務の一部を教育長職務代理者から私が受任しましたので、教育委員会行政報告を述べさせていただきます。

最初に、現在の教育委員会の状況と教育長の不在への見解についてですが、現在、教育

委員会は1名教育委員が不在となっており、3名の教育委員による体制となっています。その3名の中で、佃和仁教育委員が教育長職務代理者として会を代表する立場となっております。

続いて、教育長の不在について、教育委員会の見解を述べさせていただきます。町長が望まれる方が選任させることがよいと考えますが、教育行政の空白を考えると、早く選任されることが望ましいと考えます。学校再編など重要な教育問題が山積する中、町の教育行政のトップである教育長の同意人事案件が9月議会定例会だけでなく12月議会定例会にも上程されないことは非常に残念です。このことについて、町長は町民に対し説明されることを望みます。

さて、話は変わりまして、早くも師走となりましたが、教育委員会では、秋に集中していましたスポーツ・文化行事も一段落をしました。これからは各学校で2学期のまとめに向けて、勉強や体力づくりに頑張っているところでございます。中学3年生は入試に向けての取組が本格化し、12月4日には小学4、5年生、中学1、2年生を対象とした高知県学力定着状況調査が実施されます。

次に、10月22日には、昨年度に引き続き、議会の協力を得て子ども議会を開催することができました。感謝を申し上げます。当日は、仁淀中、池川中からそれぞれ5名の子ども議員が地域の課題について質問をしました。貴重な体験ができるよかったですとの報告を受けています。こうして町内の子供たちが自分たちの周りの地域社会に関心を持ち、主体的に関わる意識が将来にわたって育ってくれることを期待しております。

続いて、部活動に関して、第22回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会高知県選抜選手選考会において、池川中学校から3名、仁淀中学校から2名の選手が県選抜選手に選出されました。選出された5名は令和8年3月26日から熊本県水俣市で開催されます大会に出場します。日頃の練習の成果が十分發揮されることを期待しています。

次に、はたちのつどいにつきましては、昨年度に引き続き、役場本庁1階多目的ホールにおいて1月2日に実施する予定です。対象は従来どおり20歳の方とし、対象者32名に対し、現時点で26名の参加申込みとなっております。議会からは議長にご臨席を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関係の補正予算についてご説明させていただきます。大崎保育所乳幼児組床修繕料8万8,000円、保育所運営委託料985万円の補正となっております。適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは、常任委員会の報告を行います。

まず、産業建設常任委員会の岡田委員長、お願いします。

○岡田産業建設常任委員会委員長 おはようございます。常任委員会の委員長の岡田でございます。委員会の報告をさせていただきます。

11月の25日 1時半より全員の委員会を開催をいたしました。執行部より合併特例債の借入れが2億9,000万ある、7年度中に償還しなければならないというご報告がありました。そういう報告の下で、今回は池川の竹ノ谷の住宅の問題、そしてまたふれあい公園の問題等について、委員会としましては協議をいたしました。

竹ノ谷の土地については、前々からいろんな問題が出ておりました。そこを有効利用しようということで、委員会が見学をいたし、現地を観察をしてまいりました。その結果、今あそこにあるモデルハウス、これを見たときに、今のも移住する住宅にはふさわしくない。しかしながら、この特例債の機会でありますので、造成と、住宅は建てることに賛成をするということで委員会は決議をいたしました。

そしてまた、池川のふれあい公園でありますけれども、遊具の問題ですが、遊具についても耐用年数が来ておる、安全性に問題がある、県からの指摘を受けておるというふうな問題等から、当委員会は、有利な特例債のあるときに遊具の全面改修も委員会としては了承いたしました。

そういうことで、この2件の案件につきましては、今申し上げましたとおり、竹ノ谷の遊休地は利用して住宅を建てることに賛同をいたします。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、モデルハウスについては、皆さんから異議があり、問題であるということで、委員会としての決議をしてまいりました。

ふれあい公園については、先ほど申し上げましたが、皆さんが全会一致で賛成すると、こういうことで、原案については賛成の申入れをしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長 それでは、最後に、9月定例会において採択されました町道安居渓谷線入札等に関する調査特別委員会の報告でございます。大野委員長、お願いします。

○大野町道安居渓谷線の入札等に関する調査特別委員会委員長 それでは、報告をさせていただきます。

令和7年12月2日、仁淀川町長、片岡信博様。町道安居渓谷線入札等に関する調査特別

委員会委員長、大野直孝。

町道安居渓谷線入札等に関する調査特別委員会報告。

概要。令和7年7月実施の町道安居渓谷線災害復旧工事入札をめぐり、公告の取消し、訂正、評定点の恣意的変更、積算ミスと、その後の落札取消し、再入札等について疑義が生じ、調査特別委員会（委員5名）が開催、関係書類、聴取を基に事実関係を調査いたしました。

調査手法。1、仁淀川町執行部へ関係書類提出を求め、当事者、職員の聴取を実施。

2、聴聞は複数回実施（9月から11月）し、回議書、公告原本、申請書、積算書等を精査した。

主要な事実。1、7月29日付で入札公告をメールで取り消したが、取消しの正式な回議書が作成されておらず、手続の正当性が不明瞭。

2、7月29日から工事名、工期を訂正した公告が回覧されたが、翌30日、前町長指示により、添付の入札公告に記載されていた評定点を700点から650点へ任意に引き下げ、回議書は再配されなかった。その結果、特定業者（K社）が参加資格を得た。

3、8月27日の入札では、当該業者が最低制限価格と同額で落札したが、草苅地工JV以外の全JVからの異議申立てにより、積算ミスが発覚。9月4日に落札取消し、10月24日に再入札を行い、別JVが落札いたしました。

4、草苅地工JV側は、高知県の経営事項審査結果が8月1日から減点される変更が予想されたため、入札審査を急いでいた。そこで、事前にK社とJVを組むための書類の準備をしていた痕跡があった。草苅地工は選挙と一緒にやっているK社と組みたかったと証言した。

5、草苅地工JVが提出した積算書には、もたれ式擁壁部分で積算誤りが確認され、ボーリング足場の部分の差異の合計額が一般管理費の差異で相殺されていた。

主な問題点。1、草苅地工の積算書で、項目別誤差が一般管理費で相殺されている不自然さがあり、積算の正確性と整合性に疑義があり、予定価格漏えい以外の説明が確率的に困難である。

2、入札公告取消し・訂正に関する正式な回議書や決裁記録が作成・回覧されておらず、手続上の瑕疵と透明性欠如がある。

3、前町長の指示で評定値が従来の700点から650点に引き下げられたが、回議書での再承認が行われておらず、評定値変更の正当性が不明である。

4、評定値変更により特定業者（K社）の参加資格が事実上確保され、公平競争を損なう疑いがある。

5、入札後に町の積算ミスが発覚し、当初の落札は取消し（9月4日）され、再入札となつたため、積算管理の不備と対応手続の適法・適正性が問題である。

6、草薙地工が事前にJV準備を進めていた形跡があり、K社のみに絞っており、前町長にK社のみを前提に評定値の引下げを請願した可能性がある。

結論。1、手続の透明性欠如。7月29日の公告取消しや7月30日の公告訂正に関し、正式な回議書、決裁記録が整備されておらず、事務決裁手続が履行されていない。これにより、公告取消し、評定値変更の法的手続的正当性が確定できない。

2、評定値の引下げの問題点。前町長の口頭指示により評定値が700点から650点へ変更されたが、書面による根拠や再決裁が存在しない。評定基準の変更経緯が不明で、恣意的運用の疑義を招く。

3、評定値変更の影響と利害関係の疑義。評定値変更の結果として、特定業者（K社）の入札参加が事実上可能となった経緯が確認され、評定変更が当該業者に有利に作用した疑いが強い。草薙地工が公告前にK社とJV準備を行っていた事実や、草薙地工の町長選挙で一緒にやっていたK社と組みたかったとの供述は、前町長に対する請願の可能性を示唆する。

4、草薙地工JVの積算の相殺処理の不自然性。同JVは、町の誤った積算ミス金額と同額、最低制限価格で落札していた。入札後に発覚した町の積算ミス（基準年度の違い）や項目別誤差が存在しながら、積算書では本工事費の差額が一般管理費で相殺されており、積算書の相殺処理の妥当性に重大な疑義がある。

5、結論と要請事項。以上を総合すると、公正な競争を損なう運用が行われた疑いが強く、事実関係の解明と責任所在の明確化のため、次の措置を要請する。

ア、議会による弁護士雇用での告発と外部の独立した調査の実施を講ずる。

イ、町は関係公文書、電子記録の速やかな証拠保全（改ざん防止措置の実施を含む）及び情報公開（個人情報は適切な処理）を行うこと。

ウ、町は調査結果に基づく行政的・法的措置の検討（是正措置）、監査請求、必要に応じた懲戒・法的対応を行うこと。

以上をもって、この調査特別委員会の報告といたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第12号、専決処分の報告についてから、議案第74号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更についてを経て、本日提出されました追加議案75、76号まで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いいたします。

日程第28、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第12号から追加議案第76号までを下久保副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案の説明をさせていただきます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議案書1ページの報告第12号から説明いたします。

この報告第12号、令和6年度（繰越）防災・安全交付金事業町道家古屋岩丸線道路改良工事は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

概要は、現場吹きつけのり枠工や交通誘導員の減などに伴い、契約金額が95万7,000円の減額となったものであります。

次に、議案書2ページをお開きください。

この報告第13号、物損事故に関する和解については、見ノ越地区で除草作業中に飛び石で付近に駐車していた車両の窓ガラスを破損させた事故の損害賠償金10万1,926円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

以上で、報告についての説明を終わります。

続きまして、提出議案について順次ご説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

議案第55号、仁淀川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明いたします。

この議案は、令和8年度から子ども・子育て支援法に規定する乳児等のための支援給付が制度化されることに伴い、乳児等通園支援事業の実施に係る認可の基準を定めるため、

本条例を制定するものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書15ページをお開きください。

議案第56号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書17ページをお開きください。

議案第57号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案も、児童福祉法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書19ページをお開きください。

議案第58号、仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、県の指導に基づき所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和8年1月1日からとしております。

次に、議案書21ページをお開きください。

議案第59号、仁淀川町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、標準下水道条例の改正に伴い、災害時に他市町村の指定を受けた者が工事を行うことが可能になったことから、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和8年1月1日からとしております。

次に、議案書23ページをお開きください。

議案第60号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、新たな客室の設置及び近年の物価高騰に伴い料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和8年1月1日からとしております。

次に、議案書26ページをお開きください。

議案第61号、仁淀川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、県の指導に基づき所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和8年1月1日からとしております。

次に、議案書28ページをお開きください。

議案第62号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、国土交通省水管理・国土保全局通知に基づき、災害時に他市町村の指定を受けた者が工事を行うことが可能になったことから、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、令和8年1月1日からとしております。

続きまして、議案書30ページをお開きください。

議案第63号、仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります有限会社ぬくもり介護センターおおのを仁淀川町デイサービスセンター「ひなた荘」の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案書31ページをお開きください。

議案第64号、仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります山村自然楽校しもなの郷運営委員会を仁淀川町集落活動センター山村自然楽校しもなの郷の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっており

ます。

次に、議案書32ページをお開きください。

議案第65号、仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者でありますアプロス株式会社を仁淀川町グリーンフォレストセンターの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案書33ページをお開きください。

議案第66号、仁淀川町安居渓谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります株式会社カラを仁淀川町安居渓谷森林総合利用施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案書34ページをお開きください。

議案第67号、仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります株式会社西部建設を仁淀川町池川439交流館の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案書35ページをお開きください。

議案第68号、仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります一般社団法人山茶小屋を仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっており

ます。

続きまして、議案書36ページをお開きください。

議案第69号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月18日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります田舎生活株式会社を仁淀川町観光センター等の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

次に、議案書37ページをお開きください。

議案第70号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

別添の令和7年度一般会計補正予算書（第4号）をご覧ください。

まず、予算書9ページから12ページの歳入について説明いたします。

9ページの10款地方交付税は、財源調整による普通交付税3,122万5,000円の補正でございます。

10ページの14款国庫支出金のうち、1項国庫負担金は、入所児童が増えたことに伴う保育給付費国庫負担金284万5,000円、障害児入所給付費等負担金325万円の補正でございます。

2項国庫補助金は、避難行動要支援者管理システム標準化対応改修業務に伴うデジタル基盤改革支援補助金237万6,000円、障害福祉に係る日常生活用具給付費の増額に伴う地域生活支援事業費等補助金65万円、健康管理システムの改修に伴う母子保健衛生費国庫補助金26万6,000円、感染症予防事業等国庫補助金42万9,000円の補正でございます。

3項国庫委託金は、国民年金事務システムの改修に伴う国民年金費事務委託金57万2,000円の補正でございます。

11ページの15款県支出金のうち、1項県負担金は、先ほどの国庫負担金と同様の理由による保育給付費県負担金4万4,000円、障害児入所給付費等負担金162万5,000円の補正でございます。

2項県補助金は、障害福祉に係る日常生活用具給付費の増額に伴う地域生活支援事業費等補助金32万5,000円、中山間地域介護サービス確保対策事業の増額に伴う中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金26万7,000円の補正でございます。

12ページの21款町債は、いずれも旧合併特例債で、トイレカー購入事業債1,220万円、

竹ノ谷地区住宅整備に係る板材活用住宅整備事業債 1 億4, 250万円、沢渡茶工場屋根改修の補助金に係る農業確立総合支援事業債590万円、ふれあい公園整備事業債2, 850万円、町道森川渡線改良事業債1, 940万円の補正でございます。

次に、予算書13ページから20ページの歳出について説明いたします。

まず、13ページ、2款総務費は、国民年金事務システム改修委託料57万2, 000円の補正でございます。

14ページ及び15ページの3款民生費のうち、1項社会福祉費は、避難行動要支援者管理システム標準化に伴うシステム改修委託料237万6, 000円、利用者が増えたことに伴う障害児給付費に係る審査支払手数料1万5, 000円、障害児介護給付費650万円、日常生活用具給付費130万円、令和6年度の事業確定による過年度国費精算返還金319万6, 000円、過年度県費精算返還金159万2, 000円、利用者増に伴う生きがい活動通所事業委託料12万4, 000円、従業員増に伴う中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金53万4, 000円、介護予防サービス給付費が増えたことによる介護保険特別会計予算不足に伴う介護会計操出金131万1, 000円の補正でございます。

2項児童福祉費は、令和6年度の事業費確定による過年度国費精算返還金30万円、15ページをお願いします。同様に、過年度国費精算返還金48万1, 000円、大崎保育所床修繕に係る修繕料8万8, 000円、入所児が増えたことに伴う保育所運営委託料985万円の補正でございます。

16ページの4款衛生費は、直診会計操出金104万5, 000円の減額補正でございます。その他は一般財源から国庫補助金への財源振替でございます。

17ページの5款農林水産業費のうち、1項農業費は、沢渡茶業組合茶工場屋根改修に係る仁淀川町農業確立総合支援事業費補助金630万円の補正でございます。

2項林業費は、竹ノ谷地区住宅整備に係る板材活用型住宅整備工事費1億5, 000万円、令和6年度事業費の確定による社会资本整備総合交付金返還金11万4, 000円の補正でございます。

18ページの6款商工費は、安居渓谷バンガローの浄化槽漏水に伴う修繕料50万円、池川439交流館の車止め設置に係る工事費94万6, 000円、ふれあい公園遊具整備工事費3, 000万円の補正でございます。

19ページの7款土木費のうち、2項道路橋梁費は、町道森川渡線改良工事に伴う測量設計委託料750万円、工事費1, 300万円の補正でございます。

4項住宅費は、町営住宅修繕の緊急対応分の不足に伴う修繕料300万円の補正でございます。

20ページの8款消防費は、災害時等に使用するトイレカーの購入に係る経費として手数料17万6,000円、自賠責保険料2万7,000円、自動車重量税1万7,000円、車両購入費として機械器具費1,360万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、2億5,237万4,000円の補正で、補正後の合計は80億280万4,000円となっております。

続いて、予算書の5ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

補正の内容は、板材活用型住宅整備事業1億5,000万円、ふれあい公園遊具整備3,000万円、町道森川渡線改良事業2,050万円、トイレカー購入事業1,382万円の補正で、補正総額は2億1,432万円で、補正後の合計は3億716万円となっております。

次に、6ページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は旧合併特例事業の増に伴う増額補正となっており、補正後の限度額は8億3,470万円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、38ページをお開きください。

議案第71号、令和7年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和7年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第1号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから9ページをご参照ください。

歳入は、診療報酬及び高額診療費負担金が増額になったことに伴う県の保険給付費800万円、財源調整のための基金繰入金81万5,000円の補正、一方で、金額の確定による繰越金81万5,000円の減額補正でございます。

歳出は、いずれも予算が不足したことに伴う療養給付費500万円、高額療養費300万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、800万円の補正で、補正後の合計は7億2,190万7,000円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、39ページをお開きください。

議案第72号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別添の令和7年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険直診勘定）（第1号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから8ページをご参照ください。

主な内容は、消費税の中間納付に係る補正に伴うもので、歳入では、7ページ、5款繰越金の令和6年度決算剰余金127万6,000円の補正、一方で、6ページ、4款繰入金の財源調整のための一般会計繰入金104万5,000円の減額補正でございます。

歳出は、8ページ、1款総務費の消費税中間納付金23万1,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、23万1,000円の補正で、補正後の合計は4億2,136万8,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、40ページをお開きください。

議案第73号、令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別添の令和7年度仁淀川町特別会計補正予算書（介護保険）（第2号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから10ページをご参照ください。

主な内容は、要支援認定者の人数増に伴うもので、歳入では、6ページ、2款国庫支出金の92万円と55万2,000円、7ページ、3款支払基金交付金の124万2,000円、8ページ、4款県支出金の57万5,000円、9ページ、6款繰入金131万1,000円の補正でございます。

歳出は、10ページ、2款保険給付費の介護予防サービス給付費負担金460万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、460万円の補正で、補正後の合計は12億7,334万9,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、議案書41ページをお開きください。

議案第74号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

この議案は、議案書42ページから43ページの新旧対照表のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による仁淀川町過疎地域持続的発展計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、中学校の統廃合に関する項目の追加などとなっております。

続きまして、追加議案書1ページをご覧ください。

議案第75号、令和7年度道路メンテナンス事業町道大崎線（川口橋）橋梁補修工事請負契約の締結について説明いたします。

本工事の一般競争入札を行った結果、株式会社晃立が落札し、12月1日に仮契約を締結いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額6,123万1,500円で、ひび割れ補修工、断面修復工、表面含浸工等を施工し、橋梁補修をするものでございます。

次に、追加議案書2ページをお開きください。

議案第76号、財産の取得について説明いたします。

この議案は、令和7年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業について、一般競争入札により株式会社特装高知と12月1日付で仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額3,115万2,000円で、吾川分団中津班、池川分団池川班の消防積載車2台を更新するものでございます。

以上で私からの提出議案等についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前 1時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

下久保副町長。

○副町長 すみません、午前中の議案の説明のところで私の発言に間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議案書の33ページ、仁淀川町安居渓谷森林総合利用施設の指定管理者の指定についてという中で、指定管理者となる団体の名称を私が株式会社カラと発言をしましたが、株式会社KARU. の間違いでございますので、訂正をよろしくお願いします。大変失礼いたしました。

○議長 それでは、日程第29、これより一般質問に入ります。

質問の順序は通告順で配付しておるとおりでございます。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願

いいたします。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 通告第1号、議席番号6番、片岡智準。議長の許可を頂きましたので、1点だけ質問をいたします。

ただ、私の質問は教育長が不在の中ですので、大変心苦しいんですけども、理解のある教育長であれば、最後まで聞いていただいたら、理解ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、予定どおり質問をいたします。

件名は、仁淀川町内に学習塾開設の準備についてというテーマで質問いたします。

過疎少子化現象の一端に学習塾の不存在があるのではないか。昔から国の繁栄は人材の育成にあると言われています。世界の歴史はもちろん、日本の歴史を見ても、時の英雄は1人ですが、その英雄を育てたのは、ほかならぬ文武両道の学問で、地域で細々と営まれていた小規模の地域学問所です。開設当時は指導者も学問所も無名でしたが、後世に至り、その多くは評価されています。

子育て世帯の町外流出を阻止し、人材を育成するのは、今まさにこのときではないか。仁淀川町直営による英語、数学、国語等の特化型学習塾開設を今後検討してみてはどうかという質問です。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 片岡議員のご質問にお答えします。

教育は国家百年の大計と申されますように、将来の地域を支える最も重要な基盤であります。現代社会は変化が激しく、将来を見通しにくい不確実な時代であります。だからこそ、子供たちが学びを通じて自ら人生を切り開き、多様な他者とともに生きる力を育むことがこれまで以上に求められていると考えております。

私の公約である学びの町の実現に向け、本町では、保育所、こども園、小学校、中学校まで、智育、智という漢字は、知識の知と心が合わさった漢字でございます。德育、体育のバランスある発達を町全体で支えていくことが必要であります。

特に智育につきましては、これから時代を生き抜くための確かな学力の育成が不可欠であり、保育所、こども園、小学校、中学校の教職員と行政が一体となって取組を進めていく必要があります。

そのため、学力の確実な定着とさらなる向上を図るために、教育委員会を中心とした学習塾の設置について、来年度中の運営開校を目指し、教育委員会とともに準備を進めてま

いります。

学習塾の開設に当たっては、指導体制、場所の確保、財源など、様々な課題があることも十分認識しております。今後、議員の皆様、地域の皆様、児童生徒の保護者の方々、そして学校現場の教職員の皆様から幅広くご意見を伺い、本町の子供たちの未来のために全力で取り組んでまいる所存でございます。

○議長 片岡智準君。

○6番 まさに町長がおっしゃるとおりで、絶対不可欠なことでございますし、今後はより一層そういう姿勢を持って臨んでいただきたいなというふうに思います。

ただ、私が質問しているのは、今の現況を踏まえた私の学習塾の設置質問は、世間一般に開設されている学習塾とは少し趣を異にするものなんです。先ほど町長がおっしゃられたとおり、それも絶対進めてほしい今後の教育の指導なんですけども、残念ながら、今の指導されている教員については若干多くの疑問が残る。あほというような言い方はいたしませんけども、疑問の残る内容です。

私の申しました学習塾はどんなものかといいますと、先生は図書室の本です。生徒の対象年齢も小学校4年生から中学校3年生までです。したがって、設置場所は図書館のある交流センターの図書室、または同一建物の一室です。塾の内容は、当分の間は読書、本読みに終始します。対象の本は、ジャンルを限定せず、いろんな本を読みます。

また、その読み方ですが、内容を理解するんではないんです。ただ速く読むことが唯一のルールです。本を読み終えると、ただ読書ノートに題名と簡単な印象、例えば、速く読んでいますので、何も分からなかった。それでいいんです。そういう回答を書いてもらいます。同じ要領でまた次の本を無差別に読みます。この繰り返しでよいのです。

人間が一生に経験することは、また見たり聞くことは、この読書方法の数週間分にしかすぎないのです。このことは脳科学者の多くの方が理解していると思います。では、なぜ通常の授業で採用されないので、実践しないのかとなるのは、義務教育では、日本人として最低限度を平均化が考えられるからです。

ただいま説明した勉強方法は、脳の仕組みとの関わり合いがあり、説明は省略しますが、本町繁栄のために、本町の子供さんにさせてみてはどうかというのが私のこの学習で、いわゆる塾というのは名ばかりで、学習センターみたいなもんで、ここへ行って、子供が学校が終わってから図書室まで、この部分だけに町が関わるんですけども、子供さんを送つていただいて、そして、好きな本を選んで読む。そして、先ほど申ししたように、その回答

を読書ノートに書いていく。その繰り返しを数か月やる。そんなんができるかというと、能力が高まるかというと、これはやってみる。先ほど説明しました脳に非常に関係しているんです。

人間の脳は、本を読んでいるときには必死で覚えろうとして読んでいます。しかし、4年生から中学3年生までの間では、なかなか理解をする時間もないし、速く読むわけですから、ゆっくり考える間もありません。しかし、人間はうまいことできているんです。寝てて、睡眠をして、十分休憩を取り、家で睡眠を取っておった時間は寝ます。寝ますけど、夜11時に寝て、朝7時に起きたり8時に起きた、その間に睡眠を十分に取り、起きる。起きたら脳は活動します。その活動する時間に脳は昼読んだことを思い出し、勉強してるんです。本人は知りません。知りませんけど、脳は活動するというのは脳科学者の考え方なんです。事実そうなんです。

そういうことで、いわゆるそれをどれだけ繰り返すかというのは、これは数週間、数か月になるかも分かりませんが、この速読みを繰り返し、読み終わったら次、読み終わったら次、読み終わったら次へ行って、無差別に読んでいきます。そのジャンルを決めておらなければ、2回目ぐらいから好きな本を読んだらええわというようなアドバイスでいいんです。

そして、数か月がたって、そのタイミングはまだ私もはっきり分かりませんけども、あるタイミングというような時期が来れば、現在、学校で習っている教科書を、今度は次、速いペースで読んでしまいます。教科書なんで、それほどありませんし、数冊しかないのでも、すぐ読んでしまいます。そしたらまた、ジャンルを変えてでもええので、今度は自分の好きなジャンルの本を読んでいきます。その繰り返しです。そして、ある時期になつたら、当然、学校の授業も一緒に並行してやっていますので、授業のいわゆる試験があると思います。そのときのまた結果も楽しみです。

一回そういう段取りで、手間暇がかかるのは、子供の送迎です、問題は。学校が終わってから、その時間なんかはまだ、今後話していかな駄目なんですけども、2時間ぐらいがせいぜいええとこかなと。家へ帰して、子供さんを帰せば、せいぜいゲームをやっておしまいです。テレビ、しょうもないテレビばかりです。そんな見る時間があるんやつたら、そういう本を読む時間をこっちが設けてやれば読みますので、そういう形で、当座は子供さんも分からんまま、何でこんなの読んどるやろと思うて読むかも分かりませんけども、それを読ます。そういうことを当分繰り返し、そして、学校の授業と並行して、学校の本

も同じペースで読みます。そしたらまた重要なときに、一回読んだ本がいわゆる予習になっていますので、あの部分だな、この部分だなということが分かります。そしたらまた面白くなります。そういう繰り返しを当座やっていく。そんな学習塾、学習センター、これをぜひ検討していただきたいということです。2問目を終わります。

○議長 片岡議員、先ほど不適切な発言がありましたので、十分注意をして発言するようになります。

ただいまの質問に対して執行部、答弁。片岡町長。

○町長 先ほど1つの教育法についてお話を聞きしました。私ほうも、例えば速読というので、国語力を高めるためには速読が非常に重要ということで、国語力がつけば、英語力も必然的につくというふうな結果も出ております。

私ほうも、先ほどの第1回目の答弁でお答えさせていただいたんですが、指導体制、あと場所の確保というふうなことを検討をする必要が、来年度中の設置に向けてということで、また片岡議員からいろいろなご意見を伺うことができればというふうなことで、先ほどの質問を聞いて思いました。

以上でございます。

○議長 片岡智準君。

○6番 今、町長が言われたように、速読、これは本当に非常に重要なんです。何で私がこの時期にこんな質問をするかと申しますと、今、世の中は図書室をなくすか、縮小する方向で進んでいます。それだけ読書をする方が少なくなり、スマホゲームに夢中になるなど、まさに日本全体で危機的状況となっているんです。

本町の子供たちが、先ほどの説明内容で、果たしてどれだけこの塾に参加するかは分かりません。しかし、世間に対応し、一度に多数の賢人を育て、かつ後世に名を残す人物をつくるかは、少し時間がかかるのは事実です。最初の1年でどれだけの子供さんが塾に残るかも分かりません。しかし、手っ取り早く塾を開設し、その効果が期待できる方法としては、現在で一番のベストではないかなというふうに私は考えます。

この方法に、子供さん、親世代、どれだけの理解を得るかによっては、開設か断絶かが決まります。さらに、どの時期にこの効果を確認するかなどは、読書の進捗状況などにもよって変わってきますが、この方法を私が経験したのは年が22のときです。1つだけ、手前みそなことなんでございますけど、五十五、六年前、ここで1詩をちょっと読ませてもらいます。「祁山悲秋の風更けて 隘雲暗し五丈原 零露の文は繁くして 草枯れ馬は肥

ゆれども　蜀軍の旗光無く　鼓角の音も今しづか　丞相病あつかりき」、五十四、五年前に読んだ、これは読んだのは土井晩翠という作家です。この丞相と出てくるのは諸葛亮孔明のこと、劉備玄徳が三顧の礼をもってこの諸葛孔明を軍師にお招きし、そして最後は蜀軍の大将として諸葛孔明が五丈原で魏の仲達と相まみえるという一戦のくだりに、その場で諸葛孔明が亡くなるというシーンです。

このたった一節を覚えているだけで多くのことを学びました。劉備玄徳が諸葛孔明をお招きするに当たって、1回では駄目だ、2回、3回と礼を尽くしてお迎えした、それが三顧の礼です。そして、この光明がその五丈原で亡くなったときに、相手の魏の大将が仲達という人物です。死せる孔明生ける仲達を走らすと、そういうことわざも一緒に覚えてしまっています。この本がどこに書かれていたか、どこにあるかは、私は、53年前ぐらいの話ですので、一切手持ちもありません。しかし、人の脳というものを自分なりに考えて、覚えろうとして覚えたことじゃないんです、これは。しかし、読んだことによって、入っているんです、脳の中に。

人の脳って、自分で、手前みそになりますけども、五十数年前にそうやって読んだ本が、これはもう一端にすぎないんですけども、まだ脳裏に出てくるというのは、それだけ人は、起きているときじゃなくて寝ているときに勉強したり復習しているんだなというのを自分なりに感じました。

だから、仁淀川町が今、過疎少子化で子供さんが佐川へ、佐川へと出ています。それを指導される人がこういう教え方をしているかどうかは知りませんけども、私は自分の経験を通して、そして、読んだ本が少なくとも1,000冊以上です。それを読めば、本当に自分の経験、見聞きしたことなんていうのはほんの一端じゃなというのはよく分かりますし、そして、そんな中からいろんな話を見聞きすると、これはあのときのことなんだな、これのことなんだなというのは分かります。

ちなみに、諸葛孔明は何で劉備玄徳が軍師に迎えたか。そんなことなんかも本の中のくだりにあったわけじゃないけど、あれ読みこれ読みしゅううちに分かったんですけども、諸葛孔明は幼少の頃から中国という広い大国の中を日々行脚して、足で歩き回っていろんな状況を見聞きし、四季という、いわゆる日本でいうところの四季を知り、この時期になつたら大雨が降って大洪水になる。河川が洪水を起こす。洪水を起こすこういう時期に戦争をやつたらどの場所が一番ええかなんてことを考えながらずっと生活した方だそうです。そして、結果的にはとんでもなく能力を高めたということで、知識やら、いろんなこ

とを高めたという、そういうことが言わされております。

今後ともこういう勉強の仕方を、子供さん一人でも多く残って、何人残るかは知りませんけども、教えていただきたいなと。当然、併せて最低限の必要な義務教育はやっていきますし、当然、義務教育へ戻った時点では、ずっと読み方も変わってくるし、勉強の仕方が分かってきますし、そういうことを併せてやっていきたいなと。ぜひやっていただきたいなというように思います。

以上です。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 片岡議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

私としても、やはり子供にいかに学びのスイッチを入れるかということは重要と思っておりませんので、今後、当然、小学校、中学校でしっかりと学びのスイッチを入れてもらって、町が設置する学習塾については、様々な学習方法を取り入れながら、現場の先生方や、あと保護者等のご意見も取り入れながら進めていきたいと思いますので、私のほうの答弁とさせていただきます。

○議長 吉川教育次長。

○吉川教育次長 片岡議員の再々質問に補足として答えさせていただきたいと思います。

先ほど図書室を少なくするとか、読書の問題を問われましたので、現状のほうをお伝えさせていただきます。図書室のほうについては、年々蔵書購入費のほうを増額していただいておりまして、うちのほうでは、仁淀川町のほうは充実しております。今後とも引き続き積極的に取り組みたいと思います。

また、学校において、保育、こども園、学校においても、講師による読み聞かせを行ったりとか、あと、小学校低学年については、M I Mプログラムという発音と単語の内容を理解するのを早めるようなトレーニングがあるんですけども、こちらのほうも高知大学の先生にも長い間入っていただいて取り組んでいます。また、そのほかにも、小中学生はより多く本を読むということで、多読賞という賞のほうも構えて取り組んでいます。このように、仁淀川町としては、これからも積極的に読書の取組を進めていきたいと思います。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可します。大野直孝君。

○5番 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

初めに、年を重ねると、どうしても筋力や体力が低下し、生活機能が失われていきます。

いわゆるフレイル、虚弱の状態に入ると、介護が必要となるリスクが高まります。一方で、健康寿命を延ばし、いわゆるピンピンコロリで人生を全うすることは、本人にとっても幸福であり、社会的にも医療・介護費の抑制につながり、町の財政にとっても大きな意義があります。

そこで伺います。仁淀川町におけるフレイル予防の取組はどのように進められているのかを伺います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町では大きく2つのフレイル予防に取り組んでおります。1つ目は、フレイルやフレイル予防の普及啓発です。町の総合健診の後期高齢者健診で、フレイルに関する問診や健康教育、ハイリスク者への具体的な生活改善や、通いの場への参加勧奨などを行っています。また、健診、医療、介護情報を管理する国保データベースシステムからハイリスク者を抽出し、保健師や栄養士、歯科衛生士によるフレイル予防の個別支援や健康教育、通いの場への参加勧奨を行い、生活習慣病予防や重症化予防への取組を行っております。

2つ目は、住民主体によるフレイル予防活動です。令和元年に高知県から東大方式によるフレイルチェックの実施が打診されたことから始まり、各地区でのフレイルチェック、フレイルサポーター養成研修を経て、現在の住民主体のフレイル予防活動につながっております。

フレイルサポーター養成研修は、令和元年度から開始し、11月現在で33回、フレイルサポーター数は285名に達しております。65歳以上の人口に占める割合は11%、75歳以上は13.2%、85歳以上では9.7%を占めております。フレイルサポーター養成研修では、フレイルの概念とフレイル予防の3つのポイントを学び、フレイルチェックを実施しております。フレイルチェックをすることで自分自身のフレイル状態を知り、自分事として考え、行動できるようになりました。介護状態に陥りにくいとの東京大学での研究結果も出ております。

令和3年からは、サポーター養成研修後の通いの場として、サポーター同士の交流の場として短期集中総合プログラムのハツラツを実施しております。週2回、月木、3か月で運動機能や栄養・口腔状態の維持改善、社会参加を目的としたプログラムに参加し、卒業後もフレイル予防効果が継続されております。この取組を継続することで、健康寿命を延ばし、町民誰もが住み慣れた我が家で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けているこ

とを目指しております。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございました。再質問を行います。

フレイル予防は、筋力維持、栄養改善、社会参加の3つの柱があると言われます。これについて、町としてどのような施策を展開しているのか、あるいはしようとしているのかをお伺いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 先ほどの運動、栄養、あと社会参加がフレイル予防の3つの柱です。その柱は当然、医療や介護のお金の抑制につながっておりますので、この柱を引き続き続けることによって、住民全体がフレイル状態になるリスクが少なくなりますので、私としても、介護予防の1つの重要な視点というふうなことで、これからも引き続き続けていくようにしております。

○議長 大野直孝君。

○5番 再々質問を行います。

地域特性を踏まえた施策についてでございますが、仁淀川町は山間部が多く、交通手段の制約から、高齢者が孤立しやすいということがございます。こうした地域特性を踏まえ、移動支援やオンライン参加など、新しい仕組みを導入するお考えはございますでしょうか。

○議長 執行部、町長。

○町長 今、フレイル予防ハツラツは、大崎で月曜日と木曜日に実施しております。そこまでは皆さん車で、もしくは車に便乗していただいて、大崎まで運転されて、もしくは同乗されて、来ていただいております。ですが、やはりいつかは車の運転ができなくなります。そのためにも、私のほうが、お出かけを諦めないまちづくり、いわゆる移動手段の確保が非常に重要となっておりますので、地域交通計画を現在、見直し作業を進めておりますので、フレイル予防と併せて、移動手段の確保ができなくなった、もしくは運転免許を返納しても、引き続き大崎のハツラツの会場に出かける仕組みをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目、大野直孝君。

○5番 それでは、2問目を質問させていただきます。

普及に向けて、現在実施している場所なんですけども、私もやっていてキャパシティーが小さいように感じます。非常に狭いという感じで感じるんですが、この対応はいかがなされるつもりなのか、お伺いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

フレイルサポーター養成講座は、年5回、2日間実施しておりますが、恐らくハツラツの会場が狭いというようなご質問であると思います。大崎地域集会所2階の和室、研修室、調理室等をお借りして現在、ハツラツを実施しております。午前と午後も参加者は30名から50名、午前と午後それぞれ参加していただいております。1年間の利用者数は延べ7,000人を超えております。利用者数の増加により、会場の収容人数を超えてきている状況は把握しております。

地域に関係なく大勢の方が交流することも目的としておりますので、来年度、令和8年度事業、厚生労働省の100%補助事業がありますので、大崎地域の方々とご相談の上、この建物改修100%補助事業を活用して、現在の地域集会所を、例えば壁、構造的な問題もあるかもしれません、開ける、ぶち抜く等で会場の確保をするように予算を計上することを現在検討しております。

以上です。

○議長 以上で2問目の質問を終わります。

続いて、3問目に移りたいと思います。大野直孝君。

○5番 3番目の質問をさせていただきます。

全国での取組状況をお伺いします。東大のお勧めで始めたのですが、今、全国でも相当広まっているんじゃないかと思っておりますが、全国でどのように取組が進められているか、掌握しておればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

フレイルチェックの取組でございますが、現在、東大方式のフレイルチェックは104の市町村、高知県内では大豊町、南国市、四万十市の4つの市町村が実施しております。また、令和6年7月に高知県知事と神奈川県知事、あと全国の6市町村で準備をしておりますフレイル予防推進会議が国として発足し、仁淀川町も準備会から参加し、関係団体とともに研究と協議を重ねております。昨年11月の総会ではフレイル予防宣言を決定し、フレ

イル予防のポピュレーションアプローチの啓発と普及の活動、効果の計測等効果的な普及のための活動を全国に発信しております。

厚生労働省は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でのフレイル予防を推進しており、後期高齢者の質問票と3項目の測定項目を附加した形で、デジタルフレイル測定を現在、全国の市町村への普及を目指し始めました。高知県でもこの方式で県内での横展開に取り組んでいくというふうに知事のほうもシンポジウム等で毎回発言をされております。

以上でございます。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございました。この質問はこれで終わって、4に移ります。

○議長 それでは、4問目の質間に移ります。大野直孝君。

○5番 質問4に移らさせていただきます。

我が町でも全国同様に少子化が進み、出生数の減少が続いています。人口減少は地域の活力を失わせ、将来の財政や産業にも大きな影響を及ぼします。特に乳幼児を抱えたお母さん方が安心して子育てできる環境を整えることは、少子化対策の基盤であり、子育て世帯の定住促進にも直結しております。

そこで伺います。仁淀川町において、乳幼児を抱えたお母さん方への支援はどのように行われているのか。よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えします。

出産後の支援としましては、助産師による助言や育児支援を訪問、通所、宿泊により受けられる産後ケア事業、子育て中の家事や育児支援が受けられるよう、産前産後家事等支援事業を行っております。また、援助会員と依頼会員の相互援助活動によりお子さんの預かりを中心とした活動を行うファミリーサポートセンター事業や、保護者の急な病気や仕事等により養育が困難な場合、緊急一時的に保護する子育て短期支援事業の体制も整っております。

子育て中のお母さん方の相談できる場、集える場を提供できるように、子育て支援センターや保育所、教育委員会、健康福祉課などが連携し、安心して子育てができる環境整備にも取り組んでおります。

そのほか、出産応援手当や医療費の無償化、健診や分娩に係る交通費助成などを行い、経済的負担を軽減する取組も行っております。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございました。大体子育て支援サービス、一時預かり、子育てサロン、保育所の待機児童対策等はやっているんじやないか。それから、経済的支援も、出産、育儿に係る費用助成、医療費の軽減などをやっておられるようです。そしてもう1つ、相談・伴走支援、保健師や子育てコンシェルジュ、こういう名前かどうか知りませんが、による組織的な相談体制もできているんじやないかと思います。

あと1つ、働き方支援、仕事と子育ての両立を支える仕組み、これらの分野で町としてどのような施策を展開しているのか、また、今後どのように強化していくのか、そのお考えをお伺いします。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 保育所の待機児童は、仁淀川町、当然ございません。先ほど働かれているご家族に対するどのような支援があるかというふうなご質問なんですが、一番の1つの例が、ファミリーサポートセンターがありまして、そこでマッチング事業で、一時預かりや、またまた子供さんが熱を出した場合は一時的に病院への送迎というふうなことで、全ての方が利用しているかどうかというふうなことは把握はできておりませんが、こういうふうなサービス、非常にほかの市町村と比べて仁淀川町は充実しております。私どももこういうふうなサービスがあつたらいいなというふうなことで、安心して子育てできるサービスが、思いつくようなものがあれば、充実を今後もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 ありがとうございました。大体私の考えたようになっております。乳幼児へのご支援、今後ともよろしくお願ひいたしまして、質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終わります。

通告第3号、議席番号3番、藤原大君の質問を許可します。藤原大君。

○3番 通告第3号、議席番号3番、藤原大。議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。

任期4年間で一般質問、議案の審議について問うた内容について、その後の対応、検討結果、進行中のスケジュールがあれば、その内容を問います。

1個目、国道33号高規格道路について。5町村アンケート結果、その後、越知・仁淀間

の計画はどうなりましたか。防災・減災国土強靭化についての要望は行っているか。

2点目、児童生徒数減少による課題解決、複式学級やクラブ活動、教員や保護者の負担について。アンケートの陳情結果や再編検討委員会の報告、教育委員会の考察はどうなっているか。

3点目、地域長制度による地域課題の解決について。高齢化や人口減少による成り手不足の解消や、道路や水道の維持管理について解決されているか。地域長制度は全地区に行き渡っているかと、行き渡ってない地区はどこか。

4点目、フードプランの浄化槽について。排水口が破損している問題や、谷にこびりついた白いヘドロのようなものの除去、解決状況、また、下流に漂ってくる臭いについてどのようにになっているかをまず質問します。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の国道33号については、令和5年6月に越知道路2工区のバイパス区間が整備され、令和5年12月には、いの町から越知町までのいの・越知間の計画段階評価が完了し、現在、都市計画決定手続を行っております。また、越知町から仁淀川町橘間においては、国、県、越知町、仁淀川町の関係職員による高知松山自動車道勉強会を土佐国道事務所において開催しており、課題や問題などについての意見交換を行っているところでございます。今後におきましても、国道33号整備促進期成同盟会及び高知県協議会の2つの同盟会の要望活動を通じ、早期の整備促進を国や関係国会議員などに強く要望してまいりたいと考えております。

2つ目の児童生徒数減少についてでございます。児童生徒数の減少による課題として、多人数の中でもまれながら切磋琢磨する機会が少なくなる、そこからたくましさや社会性を身につけ、集団の一員としての自覚を高めるといった点で、どうしても弱い面があることなどが指摘されています。続いて、複式学級の課題は、直接的な指導から間接的な指導へ変わるとときに学習への集中が切れることがあり、先生は常に2学年の教材研究や授業準備が必要で、絶えず直接指導、間接指導の工夫が求められることなどが挙げられます。そういう課題を解決するための1つとして学校再編を検討してきました。現在、中学校統合に向けて準備を進めておるところでございます。

最後に、教員の働き方、保護者の負担ですが、長者小学校のように非常に児童数が少ない学校は、どうしても教員の負担は大きくなります。学校再編や支援員の配置などにより

負担軽減に努めています。保護者負担は、財政的な支援の部分で給食費無償化などの支援により負担軽減を図っております。

続いて、3点目の地域長制度でございます。令和5年度から地域活動交付金を整備し、地域の自治活動に寄与しており、地域の防犯灯の電気代、草刈りに要する経費に利用され、喜ばれています。これにより地域長を置く地域も増えており、引き続き未設置の地域も、地区からの制度説明の要望があれば、説明会に出向いてまいります。

最後に、フードプランの関係でございます。フードプランの処理対策としては、株式会社フードプランが令和4年度以降取り組んできた主な内容について説明をさせていただきます。

令和4年度には、町の補助事業を活用して高濃度排水処理槽を設置し、令和5年度には傾斜スクリーンを設置、その後、高濃度排水処理槽内の活性汚泥微生物を既設の排水処理施設に投入することによって臭気の軽減効果があるかどうかの実証実験を行うなどの対策を取ってまいりましたが、依然として臭気及び川の濁りに大きな改善は見られなかったことから、本年度、町の補助事業を活用し、単体ろ過槽を設置する工事を行いました。11月15日に設置工事は完了しておりますが、現在、既存浄化槽から新規ろ過槽への流入量調整や、新規ろ過槽から汚泥の返送量の調整をしておりまして、12月中旬に完了する予定でございます。

○議長 1問目を終わりまして、2問目に移りたいと思います。藤原大君。

○3番 同じく令和5年度の分について質問します。一部議会だよりの日付でやってしまって、令和4年度の分が令和5年度に入っていることをご了承ください。

マイナンバーカードの普及について。令和5年度の5月時点では53.3%と全国の普及率から少し後れを取っている状態でしたが、現在の普及率はいかがでしょうか。

2点目、大雪、地震時の職員の対応について。年末に大雪が降った際には當日に有休の申請をした者が全体の3割程度おり、災害時の弱さを露呈したと思いますが、その後、職員に対して実施した訓練教育はどのようなものだったでしょうか。

3点目、少子化対策について。助産師制度や町内での出産設備について質問したんですが、産前産後ケア施設を近隣町村と協議するという答弁でしたが、その後はどうなっていますでしょうか。

4点目、町内診療施設について。行政報告にもありましたエコー技師など、専門的な医者が入ってくるようないいニュースも聞き、今後期待しておりますが、各年度の診察状況

を伺います。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えします。

1点目のマイナンバーカードの普及についてですが、仁淀川町における令和5年11月のマイナンバーカードの保有率は77%です。直近、令和7年10月の保有率は78%となり、1%上昇しております。

また、医療機関でマイナ保険証を利用する方の割合は、令和6年12月から従来の保険証の新規発行が停止され、基本的にマイナ保険証に一本化されたことにより、前年度10.7%だった利用率が、本年6月には30.5%に上昇しております。

続いて、2点目の大雪等の職員の対応についてでございます。

令和4年12月のような大雪はございませんが、翌朝に一定の降雪が見込まれるときは、総務課、建設課の数名の職員が早朝6時半には出勤し、対応に当たっております。また、地震を含めた防災研修を令和5年12月に実施しており、今後とも機会あるごとに開催してまいります。

続いて、3点目の少子化対策における子育て世帯の経済的負担軽減策については、保育料、給食費、医療費の無償化や、出産・入学応援手当、高校等への通学給付金、就学支援給付金の支給等を行っております。また、育児負担軽減策として、産前産後ケア事業や家事等支援事業、ファミリーサポートセンター事業も引き続き行っております。

令和6年度からは、高知県の助成金や交付金を活用し、出産応援手当を1人10万円に増額し、分娩に係る交通費と宿泊費の助成を行っております。今年度からは対象を妊婦及び乳児健診に拡充し、最大18回分の交通費の助成を行っています。

産後ケア施設につきましては、近隣町村も当町と同じく高知市内の施設を利用しておらず、今のところ、共同設置等についての協議は行っておりません。

4点目の町内診療施設についてですが、当時、令和5年度でございますが、と診療体制に変わりはありませんが、仁淀川町の人口の減少に伴い、大崎診療所、仁淀診療所を合わせた受診者総数は令和5年度は2万6,790人でありました。令和6年度は2万4,704人で、前年度比92.2%、令和7年度、本年度は年度途中であり、想定になりますが、2万2,885人で、令和5年度比で85.4%になると予想しております。仁淀川町の人口減少に伴い患者数が減少しており、厳しい状況ではありますが、現在の診療体制を継続しなければならないと考えております。

以上です。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。先ほど藤原議員が言われたとおり、通告書が令和5年度って書いてあったもんで、そのときのマイナンバーカードの数値を町長に答弁していただきました。藤原議員が質問された、令和4年度の質問だったと思いますので、それについてちょっと補足させていただきます。

そのときの令和4年3月頃のマイナンバーカードの普及率は、議員のおっしゃるとおり、53.3%でした。その後、マイナンバーカード普及促進地域応援商品券交付事業等の取組を行い、それが終了する令和5年の、先ほど言わされた11月頃には77%近い数字まで上がっております。その後は、マイナポイント付与事業終了であるとか、カードの不信感といったこともあって、なかなか、もうすぐ保険証がマイナンバーカードに切り替わっておりますが、100%には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長 以上で2問目を終わります。

続いて、3問目をお願いします。藤原大君。

○3番 同じく令和6年度の分について質問します。

まちづくり計画について。商店街の機能不全や、まち・ひと・しごと総合戦略による計画の見直しについて、現在の状況を質問します。

2点目、2014年、2024年と消滅可能性自治体という評価を受けておりますが、さらに2025年には4,347人という想定の仁淀川町人口ビジョンよりも速いペースで人口減少が進んでおります。それについての対策はということです。

3点目、ソーラーパネル等のクリーンエネルギーについて。仁淀診療所の屋上に非常用電源として確保するという話でしたが、その後、森林伐採等で今問題になっているメガソーラーとかには慎重姿勢でおりましたが、そのような計画がないかという質問です。

4点目、防災・避難計画、ハザードマップについて。直近の自主避難所が開設されたときの避難人数や、避難計画周知方法の見直しについて、避難経路がイエローゾーンを横断している等の問題がありましたが、見直しは進んでいますでしょうか。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

1点目のまちづくり計画ですが、現在、仁淀川町まちづくり総合計画、令和8年度から

12年度までの計画期間でございますが、その今年度内の策定に向けて準備をしております。以前、藤原議員より、池川土居地域の観光を念頭に置いた、住居地域や商業地域といった区画分けをして観光産業の中心地にできないか等の問い合わせに対して、今後、まちづくり計画の見直しの際にはそういった着眼点を持って検討してまいりますとご答弁させていただきました。

今の時点では、はっきりと区画分けをすることは難しいと考えておりますが、その後の新たな取組として、第5期高知県産業振興計画地域アクションプランの1つとして、仁淀川町アウトドアリゾートプロジェクトとして、新たな滞在拠点施設の整備を町内事業体が宮崎の河原周辺に予定されているなど、池川土居地域周辺は今後ますます観光地化が進むものと考えております。

続いて、2点目の消滅可能自治体については、令和6年4月に有識者でつくられる民間組織、人口戦略会議がお示しされたことでした。2050年までの30年間で子供を産む中心世代の20代から30代の女性が50%以上減るとの推計が根拠でございました。そのとき示された2050年の本町総人口は1,821人でした。

時を同じくして、高知県では人口減少対策総合交付金事業が創設され、各市町村はその財源を活用して人口を増やす取組を積極的に行うこととなりました。具体的には、移住促進事業としてガイドブックのリニューアル、出産手当の増額、若者層の交流イベントの開催などを計画、実施しております。今後も多くの取組を実施して、そういった予測より人口減少のスピードを少しでも鈍化できるように努力してまいります。

3点目のソーラーパネル等クリーンエネルギーについては、令和6年6月議会の補正予算の質疑において、公共施設へソーラーパネルを設置するための計画について問われた質問として答弁します。

9月の全員協議会でも説明しましたが、この事業につきましては、仁淀川町公共施設等への太陽光発電施設導入の可能性について調査したもので、町内213施設、325棟の公共施設等について、耐用年数や耐震性、防災面、発電量と自家消費、導入コスト、CO₂削減効果などを重視し、導入効果が期待できる施設を16に絞り込み、さらに、その施設について電力シミュレーションや建築面について詳細な調査を行い、優位性を評価しております。現在、そのうち具体的な耐荷重調査が必要な5か所について調査を実施しております。今後は、運用面の調整と、国の補助事業の申請などを経て、順次着手していく予定でございます。

最後に、4点目の防災関係のご質問ですが、令和6年度に地域防災計画を更新し、それを基に、今年度、簡易版の防災対策冊子を作成し、全世帯に配布する予定です。それをお覧いただき、防災に対する関心を高めていきたいと考えております。

○議長 井上町民課長。

○井上町民課長 すみません、先ほどに引き続き補足させていただきます。

ソーラーパネルのことで、森林伐採等はないか、そのような開発計画はないかということがありました。それについては、そういう計画はありません。今計画しているのは公共施設の屋上にあるもので、耐用年数後の処分についてもしっかりと視野に入れた計画を立てていく予定でございます。

以上です。

○議長 それでは、4問目に移りたいと思います。藤原大君。

○3番 続きまして、令和7年度分の質問について確認させていただきたいと思います。

1問目、指定管理や業務委託についてですが、439交流館の指定管理料増額やゆの森客室増築について、各業者の商売に係る部分があり、全額町負担とするべきではないと考えますが、どうでしょうか。また、飲酒運転等での管理者の処分はどうなりましたか。今議会にも指定管理が多数出しておりますが、制度の見直しはなされたのでしょうか。

2点目、町所有物の取扱いについて。責任割合5対5の事故を起こした職員の処分について、その後どうなったのか確認をします。また、公共施設の敷地内は原則禁煙という答弁を頂きましたが、現在守られているか、引き続きの利用状況を確認したいと思います。

3点目、学生向け無料バス等の交通弱者の支援について。夏休み期間において学生の移動手段を確保するということで、無料バスを実施しますという答弁やったと思うが、実際実施されたのか。また、利用人数やアンケート結果などあれば教えてもらいたいです。

4点目、観光シーズンに向けての対策について。桜地区の渋滞解消について、撮影ステージの設置や、駐車場の空席状況のカメラなど、また、歩きたばこなどの路上喫煙問題についての対策は進んでいますか。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えさせていただきます。

1点目の指定管理・業務委託については、進捗等はありませんが、引き続き参入を検討している民間事業者の動向、施設の役割やサービスの内容は社会情勢により変化することから、適宜見直しが必要な場合もあると考えます。今後とも十分勘案し、総合的に対応し

ていく予定でございます。

飲酒運転の管理者の処分については、後ほど担当から答弁させていただきます。

続いて、2点目の町所有物の取扱いについて、進捗はありませんが、公用車の事故が最近増えておりますので、安全運転の徹底を機会あるごとに呼びかけていく予定をしております。

続いて、3点目の交通弱者への支援ですが、交通手段の乏しい小中学生へのタクシー券の配布についてですが、今年の夏休み期間中に中学生を対象として町内でのバス利用を無償化する事業を行いました。その利用実績は26回でした。その利用の多くは居住地から交流センター図書室への移動で使われました。

事業後の中学生とその保護者に対してアンケートを実施しました。回収率は、生徒約7割、保護者は約5割でございました。アンケートを回収できた中での結果としては、利用はしなかったが来年度も事業を継続してほしい、来年度は小学生も実施したほうがよい、ただし高学年以上がよいのではないかという意見が多いというふうに分析しました。そういう意見を踏まえて、令和8年度の事業の実施については、学校、保護者、バス運行事業者などと協議を重ねていくように考えております。

4点目の観光対策ですが、ひょうたん桜の渋滞問題の対策としましては、県外で同じように桜の名所でオーバーツーリズム対策を講じている事例がございますので、今年度、視察に行く予定をしております。

人気撮影スポットにステージの設置についてですが、ひょうたん桜については、来ていただいた観光客にはできるだけひとしく楽しんでいただきたいと考えますので、次の桜のシーズン、3月末までには小さな撮影スポットを設置したいと考えております。

観光シーズンごとに移動できる喫煙カーの導入につきましては、今後、有利な補助制度がありましたら、検討し、活用したいと考えますが、現在のところ、導入予定はございません。

ありがとうございます。以上です。

○議長 井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原議員の指定管理業務委託についての飲酒運転等での管理者の処分がどうなったかについてご説明させていただきます。

当時、代表取締役でありましたA氏から辞任届が指定管理者のほうに、会社のほうに提出された後、臨時株主総会で辞任が承認、可決されたと聞いております。

また、それに伴いまして、町の制度を見直したかというところですけれども、それにつきましては、制度の見直し等は特に行ってはおりません。ただし、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び指定管理の協定書等に指定取消しの規定を設けております。こういったことが起こった際には、その規定に基づいて対応していくことになります。

以上です。

○議長 続いて、5問目に移りたいと思います。藤原大君。

○3番 新規の質問をさせていただきます。

町道の道路登記についてですが、町道などの道路を、町民から土地を譲り受けて町道を設置していると思いますが、その更新がまだ終わってないところが多数あるように聞いております。地権者が亡くなり、相続が発生すると、子供が4人も5人もおったら、判この数が4倍、5倍になるということになると思います。また、隣地との関係で判こをもらわなければならぬところも多数あると思いますので、なるだけ早めの解決をしたほうがいいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 ご質問にお答えします。

藤原議員のご指摘のとおり、登記事務の進捗は遅れています。毎年2路線程度の分筆測量は行っており、今年度途中から会計年度任用職員1名を増員し、対応しております。今後においては、定年延長も進んでおりますので、配置できる職員の確保に努めていき、スピード感をもって対応していきたいと考えております。

○議長 以上で藤原大君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。30分まで休憩します。

午後 2時15分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告第4号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。時間厳守でお願いします。

○7番 通告第4号、議席番号7番、竹本でございます。議長の許可を頂きましたので、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、NPO法人の政治活動、選挙活動についてというところで、町長のお考えを聞きたいというふうに思います。

さきの町長選挙において、町長はNPO法人の全面的な支援を受け、当選されたと。町民の中にはNPO法人が前面に出た選挙に対し疑問や違和感を持つ方が大勢いました。先日の池川で行われた議会との町民意見交換会でもそのような声が出ました。

私も同じような疑問を持ち、NPO法人について、法律的にはどのような活動が許されておるのかということを調べてみました。NPO法人は特定非営利活動促進法第2条2項2号においてかなり厳しい活動条件が定められています。

また、NPO法人を所管している高知県の文化生活部県民生活課にも問合せをいたしました。この件について、対する考え方を伺いましたが、県によると、本町の町長選挙に係るこの問題には複数件の問合せがありましたと。ただ、行政指導に入るためには、確たる証拠はないということで、入れませんということでありました。今後においてこのような事例が起これば、県に通報をしていただきたいというお答えを頂いております。

そこで聞きます。NPO法人の政治活動、選挙活動はどこまで許されておるというふうに町長はお考えか、お答えください。

○議長　ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長　竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、1つ大切な点をご指摘させていただきます。質問通告書では認定NPO法人という言葉がありましたが、私の関わるNPO法人フレイルサポート仁淀川は、認定NPO法人ではなく、認定の文字がつかないNPO法人でございます。NPO法人は、主たる目的が政治活動でない限り、政策提言などの一定の政治的な活動は可能とされています。ただし、特定の候補者を応援する選挙運動は法律上認められておりません。一方で、認定NPO法人になりますと、寄附の税控除を受けられるため、政治的中立性がより厳しく求められ、政党の支持、反対といった活動は法律で禁止されております。

しかし、ここで大事なのは、NPO法人に属する個人が自分の判断で誰かを応援することは憲法上の権利として認められているという点でございます。今回、私への応援は、NPO法人としての指示、命令によるものではなく、フレイル予防の活動を通じて私を知つていただいた一人一人の会員ではなく個人として自分の意思で応援してくださったものであり、日本国憲法第21条の表現の自由として国民に広く保障され、政治に関わる意見表明や集会、政党への支持、批判などは自由が保障され、民主主義を支える重要な権利でござ

います。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございました。フレイル仁淀川は認定がついてないというお答えでしたが、私は県に確認しております。そのときに、フレイル仁淀川は認定NPO法人になりますかと言ったら、そうですという答えを頂いております。それが間違いだったということかもしません。

ただ、NPO法人全般について言うと、先ほど言った特定非営利活動促進法第2条の2項2号において、その活動が3つほど定められています。1番、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することは主たる目的としないこと。2番、政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的としないこと。3番目、特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としないこととされています。

したがって、内閣府の解釈によりますと、1及び2については、主たる目的でなければ、それらの活動を行うことは可能というふうにされています。3については、たとえ従たる目的であっても行なうことはできない。NPO法人による政治家に対する個人批判については、その内容、時期、方法等によっては、この規定に違反することになるので注意が必要ですという解説がついておりました。

そのようなことはないと思います。町長のおっしゃられたように、選挙活動としては、後援会活動であったと私は思います。ただ、その後援会活動の役員、後援会長はNPO法人の理事長、そして、その他の推薦者の多くもNPO法人の理事たちの中ではあります。ここに法人の約款があるんですけど、全部で何人おるんかな。結構ありますね。

そういうことで、そういうことを町民の皆さん見て、それともう1つ、ふだんからフレイル活動をやられているユニホームを着て、Tシャツを着て、共に集団行動する、その行為が異様に映ったんだというふうに思います。そういうことで、非常に町民の皆さんはちょっと疑問を持っております。

それと、今度また来月には町議選があります。これはあくまでもうわさで私の耳に入ってきたんですが、町長の対立候補を応援した一議員を、あの人を落とさないかんというようなお話がフレイルの会員同士の中で話合いをされているといった話も聞きました。あまり好ましいことではないと思います。

やっぱり町長は、仁淀川町を1つにし、町を前へ進めていくということで立候補し、当

選をされました。今の状況を見ていると、何か2つに割れよんじやないかと、完全に、そういう疑念を持ちます。ひとつその辺りを町長自身が考えて、町長の言動については注意してやっていただきたいというふうに思います。これについて町長のお考えを。

○議長 ただいまの質問に対して、片岡町長。

○町長 先ほど答弁でもさせていただきましたが、NPO法人フレイルサポート仁淀川へ私のほうが応援をしたものではなく、会員の方々が個人の判断で応援してくれました。あともう1点重要なことは、日本国憲法第21条の表現の自由がございますので、当然、私、仁淀川町長でございますので、憲法の擁護義務があります。皆さんありますが、当然これからも皆さん、仁淀川町の住民の方々に支持を得られるような仕事を今後も行っていきますので、それが私の現在の答弁でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございました。先ほどちょっと言い抜かっていましたので、補足しますけれども、選挙活動をするときに、やっぱり同じユニホームを着て集団で行動しているというのを見て、住民の中には、私は怖いから家の中に隠れたという人も実際、何人かの声を聞きました。そういう行動をすることが私は問題だというふうに思います。当選されて、町長として就任された以上、町民の代表であります。決して法人の代表ではありません。このことはやっぱり肝に銘じてこれから町政運営を求めていきます。

それと、もう1つあるんですが、もう1つ町民が疑問に感じているのは、NPO法人に対し町から1,500万円を超える支援金が出ております。その法人が組織を挙げてというか、組織を挙げてというても、町長はそうじやないとおっしゃいますが、外から見た目では組織を挙げて首長の席を狙いにいくことに大いに疑問を感じております。私のところへ届いた声はそういう声が多いです。そういうことで、これからはもっと、町民の代表ですから、町民全体に目を向けた町政運営を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長 執行部の答弁、片岡町長。

○町長 私はこの町長選に出馬をするに当たって、当然、誤解を招くことがないような活動をしようというふうなことで出馬をいたしました。私、再三答弁させていただきますが、ある1つの団体のために仕事をしたようなつもりは全くございませんので、この場を借りて、誤解なさらぬようにお願い申し上げたいと思います。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移ります。竹本文直君。

○7番 2問目の質問をしたいと思います。近頃、毎議会この問題を取り上げておりますけれども、佐川高校の魅力化に向けてのことです。

町長は佐川高校の魅力化に向け、積極的に会議をしていきたい。そして、佐川町、越知町、仁淀川町の3町がしっかりと協力し、取り組む必要がある。具体的な例として、牧野博士に関連した学科の創設などを提案していくと9月議会で答弁されています。その後のコンソーシアム会議、または各町村などの会議で町長はどのような提案をされたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長 執行部の答弁、片岡町長。

○町長 竹本議員のご質問にお答えさせていただきます。

11月26日に佐川高等学校において第2回コンソーシアム会議が開催されました。この会議の場におきまして、私からは、牧野富太郎博士に関する植物分類学科の創設について正式に提案を行ったところでございます。

また、会議の冒頭の挨拶において、高知県教育委員会の高等学校課の葛目企画監から、高知県総合教育会議において、知事から、植物分類学科の新設について、関係市町村長のご意見を尊重しながら検討するよう指示がございましたと説明を受けました。

このように、県としても市町村長の意向を踏まえた検討を進める姿勢が示されており、本町としても、佐川町、越知町、日高村と連携し、引き続き佐川高校の魅力化に積極的に関わってまいりたいと考えております。

○議長 竹本文直君。

○7番 最初、実質的に内容に入った最初の会議だったと、11月26日の会議は、思っています。

それで、そのコンソーシアム会議の下に実動部隊のワーキンググループがあるということを伺っていますが、やっぱりそのワーキンググループで具体的なことについては話をしていくて、コンソーシアムに上げて決定していくという手順だろうというふうに思います。

私たち日高村からこっちの4町村の13名か、の議員が集まって、佐川高校の魅力化を進める議員連盟というものを立ち上げています。この中にも1人2人、計3人がおりますが、その中でいろんな話をして、実は議連としての考え方、こんなこともありはせんか、あんなこともありはせんかよという要望できるんじゃないですかという考え方をワーキンググループのほうへ提言書みたいな形で出させていただきました。その場でかなり詳しい中身というか、ワーキンググループ、それからコンソーシアム会議の進め方についての詳しい

内容を聞かせていただきましたので、そういうこともできれば参考にしていただいて、この佐川高校をぜひ残していくという共通意識をこの4町村の首長が持つように、町長からぜひ提案して、そういう意識調整をして、4町村がまとまらないと絶対前へ進まないことですから、ぜひ頑張ってほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 コンソーシアムに参加する4人の首長は、佐川高校は残すというふうな、同じ、一致した意見でございます。やはり私も町長として初めて第2回コンソーシアム会議出席しました。第1回コンソーシアム会議は7月の末に行われたというふうに記憶しております。

やはりワーキンググループが実質の実務をつかさどっているところですので、私のほうが植物分類学科の新設というふうなことで、特色のある学科もしくはコースをつくっていただいたら、全国からその学科に来たいという高校生を集客する1つの目玉、当然、普通科も残して、その新設の学科が考えられますので、例えば今の段階において、高知県のほうは、漫画、アニメに関するコースの設置というふうなものが、提案というか、上がっておりります。

その中の1つとして、知事のほうも、決して今ある漫画、アニメに限定したものではない、各市町村長のご意見等を尊重しながら進めるようにというふうなことですので、第2回のコンソーシアムの会議において、私のほうがこういうふうなものもどうですかというふうなことで、やはり正式な場で首長として提案することが大事ですので、そこは普通科を残しながら、学科もしくはコースの1つというふうな形で、魅力化を進めていくためには誰かが発信をしなければならないので、私はこれが佐川高校の魅力化を深める1つの材料ではないかなというふうなことで、恐らくほかの首長さん等は、そのコンソーシアムの会で急に私がお伝えしましたので、驚かれたと思いますが、勇気を、勇気というか、提案をさせていただいたところでございます。

やはり私も近隣市町村長とともに佐川高校の魅力化を積極的に進め、佐川高校存続に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひとも議員連盟の方々にも側面的にお力添えを頂きたいと思っております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。やっぱり4町村の首長と議会とが協力してやらないと、

この問題もなかなか難しい。どう言うたらええですかね、佐川町がメインだから佐川町に任せておいたらええといったような考え方なしに、やっぱり協力してつくり上げていくということをぜひやっていただきたい。

それと、1つ心配なのは、佐川高校のコンソーシアム会議は今2回目ですかね、会議開かれたのは。よその高校のコンソーシアム会議はもう既に準備は終わって、実際の議論に入って2回、3回やっているところがほとんどなんです。ここが一番遅れているんです。それを挽回するようなことも頑張ってほしいというふうに思います。

それから、これは、町長にこんなことを言うのは釈迦に説法かもしれません、企画書提案で重要なことは、目的の明確化、そして課題の具体化と根拠、そして3番目は効果と成果の見える化、そして4番目が実現可能性、5番目がリスクと対策、僕はこれが一番大事やと思うんですが、6番目の行政、住民へのメリット。だから、牧野先生の植物学科をつくるんやったら、いろんな課題があるけれども、この4町村の行政に対するメリット、及び住民へはこういう影響がありますよということを明確に提案をしていってほしいなというふうに思いますので、お願ひになりますが、お願ひをして、私の質問は終わります。

○議長 執行部、何か。町長。

○町長 竹本議員さんのアドバイスをしっかりと受けまして、今後も佐川高校魅力化を進めてまいりたいと思いますので、何かアドバイス等があれば、また教えていただければと思います。どうもありがとうございました。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終わります。

次に、通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告5号、議席番号2番の共産党、藤堂賢太郎です。今日は第1間に地域タクシー券の増刷と活用方法についてお伺いしたいと思います。

令和4年の6月にこの定例会で私が質問して、そんな記憶がありますけども、それ以後3年半を経過しているので、見直しが要るのではと思いまして、今、質問席におります。前年度の利用状況を地域ごとにまずは報告を頂きたい。

このとき町長答弁では、次年度に7,500円から1万円に増額された。町民の方々に喜んでもらいました。最近、もうちょっと増やしてくれまいかという声が耳に入ってまいります。話を聞いてみると、片道はコミュニティバスを利用するけれども、要件が終わって4時間も5時間も待つことができないのでタクシーを利用するという、この繰り返しで、やはり月に1回の病院通いがそんな形でタクシーの活用になっているというふうに聞きました。

した。年金は増えずに、物価や生活費は上がって大変ですと。何とかして、高齢者を中心にその声は大きく聞こえます。

前回の答弁で担当課長さんは、利用者へのアンケートで声を生かすということでございましたが、何かこのアンケートの結果で今後活用できるものがあったのかどうか、まずはお聞きしたいと思います。

今日の新聞で、ご存じのように、旅客業者、この営業も大変だということで、いの町では1台当たり25万円の支援をするということが提案されております。恐らく仁淀川町の各旅客業者の内容も大変だろうと思いますが、その中で、私がお伺いしたいのは、タクシー券相当の額をガソリン代、燃料代に振り替えることはできないでしょうかという声です。

これはやはり近所の兄ちゃんが病院行くんやったら積んでいってあげるよといって気軽に声かけてくれて、利用させてもらっていると。けど、この人へのお返しができないので、せめてタクシーチケットの代金に見合うものが、そういう形で振り替えることができないでしょうかという声でした。これは議会で問合せましょうということで別れていますが、地域タクシーの業者の営業に協力する面からも非常に大きいと思います。年間予算も組まれておりますので、余す必要はないのではと考えると、やはり今、仁淀川町では商工会が発行しております仁淀川町地域流通商品券、これに振り替えることはできないかというふうなことを考えました。限定をせずに、タクシー券の場合にはタクシーということで限定されますが、流通商品券であれば、ほかのお店でも活用できるわけですね。だから、そういうふうにして、町内の商店の経済、売上げやその他に協力できるということも同時に活用できると思いますので、全域で活用できるような方法になるのではと思います。

タクシー業界の方が、やはり限定、タクシーチケットでないと駄目だというのであればまた話は別ですけども、こんな点で、町内の商店、どの商店に行ってもそれが活用できるということになれば、ガソリン代やその他に振り替えることも可能ではないかなというふうに思いまして、提案をさせていただきました。お願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 先ほどの藤堂議員の質問にお答えさせていただきます。

令和6年度、75歳以上の高齢者に交付された地域タクシー券の交付件数は、吾川地区で397件、池川地区293件、仁淀地区213件で、総計903件でございます。前年度と比べると0.1%ほど増えております。利用枚数の総計は9,850枚ですが、利用件数はタクシー事業所からの請求件数で把握しているため、地域ごとの利用状況については仕分けることはでき

ません。

次に、アンケートについてですが、令和6年度、仁淀川町地域公共交通計画策定に当たり、住民移動のニーズアンケート調査を行いました。タクシー券に関する質問項目はありませんが、自由記載では、タクシー券の継続や増額、距離に応じた金額設定などのご意見があり、今後も必要な方がより利用しやすくなるよう、見直し等は必要であると考えております。

地域タクシー券は平成25年4月から始まり、令和5年度から500円20枚つづりとなっております。交付率、利用率はともに50%の低い水準でございます。引き継ぎ制度や利用率の向上のために周知を行っていきたいと考えております。

現在、仁淀川町地域公共交通計画の中で、タクシー券交付事業を含む地域公共交通体系の見直し、持続可能な交通ネットワークの再構築を進めております。今後、タクシー券の増刷や燃料代の振替も検討も進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長の答弁の中で、やはり今後の見方としては、やはり見直しも含めて、もっとタクシー券の活用については幅広くやっていきたいという気持ちを承りましたので、ぜひその実現の方向に向けてやっていただければ、町民の方々の活用方法も、あるいは利用方法も、今の50%よりは数段上がっていくのではないかなどというふうに思いますので、ぜひ引き継ぎそこに力を注いでいただければと思います。

以上です。

○議長 答弁は要りますか。

○2番 なければ結構です。

○議長 答弁、片岡町長。

○町長 先ほどタクシー券の利用率50%という、非常に低いです。かつ、年度末に利用が集中します。これをこの議会を通じて住民の方に、やはりもらったタクシー券をちょっとでも、50%の利用率ではないように、これから忘年会等のシーズンがありますので、精いっぱい持っている方は使っていただき、なるべく利用する月の平準化をしていただければ、町にとっても幸いでございます。

以上でございます。

○議長 以上で1問目を終了します。

2問目に移りたいと思います。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目に移らせてもらいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

国民健康保険料で、未就学児の均等割を免除してほしいということについてお聞きします。特にゼロ歳児の新生児から均等割の保険料は免除すべきではないかというふうに思います。現在の未就学児童は何人で、均等割の保険料は幾らになっておるのか、まずは報告いただきたいと思います。

最近の厚労省の決定では、今まで小学校入学までの子供に限って保険料は半額だったのが、2027年度からは原則として18歳までの保険料を半額にするという方針が出されました。ぜひこれが目に映ってきますけども、そんな中で、やはり国民健康保険にはほかの保険にない均等割という制度があります。特に子供に係る均等割は子育て支援への逆行だと思うのです。全国知事会からも全国市長会からも要望が出され、令和4年度からは、未就学の子供に均等割が減免されているということになりました。

子育て支援ではこの仁淀川町は県内でも上位にランクされるくらい、子育てに支援が回っているというふうに思います。子供たち、取りあえず未就学児の均等割免除の支援策で、もう一度花を添えたらいかがでしょうか。国の決議に従う、今まで私いろいろ要求させてもらいましたけども、やはり国の決定が出てから町が従うということが多かったように思います。けど、この均等割の免除については、町独自で決議するということを望んでおります。これでやれば、仁淀川町はもっと子育てに力を入れている町というふうに評価がされるのではないかと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○議長 ただいまの質問に対して執行部の答弁を求めます。片岡町長。

○町長 先ほどの藤堂議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初にお断り、仁淀川町は国民保険料ではなく国民保険税であります。

国民健康保険では、全ての世帯員がひとしく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税として世帯の人数に応じた応分の保険税の負担をしていただいております。こうした均等割保険税を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をしていただいていることを考慮すると、特定の被保険者についてその全額を免除することは、現行の制度上では適当でないと考えております。

なお、子育て世帯の経済的負担の観点から、令和4年度に健康保険法の一部が改正され、新生児を含む未就学児の均等割を5割軽減する制度が実施されており、厚生労働省はこの措置を令和9年度には18歳まで拡充する方針を打ち出しております。

仁淀川町で国民健康保険に加入している未就学児は10月末時点で14名で、その均等割額は、標準の3万8,000円から世帯の所得に応じて軽減された後の額から、未就学児はさらに5割が軽減される計算となっており、所得軽減7割該当者は5,700円、5割軽減該当者は9,500円、2割軽減該当者は1万5,200円、軽減に該当しない方は1万9,000円となっております。

先ほど述べたとおり、特定の被保険者の均等割免除は難しいとは考えますが、出産する被保険者の産前産後の一定期間において保険税が免除される措置も行っております。また、仁淀川町では18歳以下の町民に対して医療費の窓口負担の無償化も実施しており、できる範囲内で子ども・子育て支援を行っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 ありがとうございます。再質問で1つお伺いします。

14名ということで人数を聞かせていただきました。それぞれ割引制度が14名の方には運用されていると思いますが、14名で均等割の合計額いうのは何ぼになるか分かりましょうか。

○議長 執行部、井上町民課長。

○井上町民課長 14名の均等割の合計額ですが、15万4,218円となっております。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、再々質問になりますが、15万4,218円、これくらいの金額でしたら、皆さんに公平にという町長の答弁がありますけども、15万4,000円ぐらいの金額はどこからでも捻出できる金額ではないかと思います。だから、これで仁淀川町の未就学児の均等割が免除されたということになれば、非常に大きなニュースで、高知新聞にも載るんじゃないかなというふうな気がしますが、いかがなもんでしょうか。

○議長 片岡町長。

○町長 再々質問にお答えさせていただきます。

町独自でこの保険税の制度を独自減免をするということは、国保制度が普通調整交付金と特別調整交付金という補助金も頂いた制度でなっておりまして、仮に14万5,000円を減免をしたら、特別調整交付金が減額される可能性があります。そしたら、国保財政全般に影響を受けてますので、未就学児だけでなく、全被保険者の保険料をさらに上げる必要が生じてくる可能性がありますので、その交付金を維持するためにも、町独自の措置ということは現在考えておりません。

以上でございます。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。これにて散会といたします。

明日最終日も10時、議案の審議となっております。よろしくお願ひいたします。皆様、お疲れさまでした。

午後 3時18分 散会

